

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び同年○月○日付けで請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB工務に雇用され、大工として就労していたところ、平成○年○月○日に倉庫内で足場板を踏み台にして資材の取り出し作業中、足場板から転落して負傷した。

請求人は、同日、C病院に受診し「左第2指PIP関節脱臼、右肩鎖関節打撲」（以下「旧傷病」という。）の傷病名により療養を開始し、その後、D病院、E病院、及びF医療センターにおいて療養を継続した結果、平成○年○月○日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ認定後も平成○年○月○日までD病院で加療を続け、監督署長に平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間に係る休業補償給付の請求をしたが、監督署長は、治ゆ後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として審査請求を経て再審査請求に及んだが、当審査会は平成○年○月○日付けでこれを棄却した（平成26年労第613号。以下「前裁決」という。）。

その後、請求人は、平成○年○月○日、D病院への受診を再開し、「左示指関節拘縮」（以下「本件傷病」という。）と診断され加療した。

請求人は、本件傷病は旧傷病の再発であるとして、監督署長に対し、平成○年

○月○日以降にかかる療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は旧傷病が再発したものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が旧傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

当審査会では、前裁決に係る裁決書において、請求人の本件傷病は、平成○年○月○日には治ゆ（症状固定）の状態にあったものと判断したところであるが、今般、請求人は、自宅療養中の平成○年○月○日頃から左示指と左腕に強い痛みとしびれの症状が発生し、再受診に至ったことから、傷病の再発である旨主張している。

しかし、平成○年○月○日のG医師の診療録には、要旨、「左示指PIP関節拘縮あり、痛みあり。再発、悪化ではなく以前と変わりなし。整形外科としてはこれ以上に療法はありません。」と記載されており、また、H医師も意見書において、同事実を追認し、再発は認められないと所見している。

請求人は、同月○日のI医師の診療録において、「ROMはたしかに悪化している。通院リハ再開、1、2か月間症状経過を見る。症状、所見にあまり改善が見られないようであれば、リハ通院は終了を検討し、以前リハで使用していた仕

事用の補助具を用いて、仕事復帰も検討していくことを説明した。」との記載があることをもって、医師の指示の下で治療していた旨を主張する。しかし、業務上の傷病が再発したか否かの判断は、当初の傷病との間に相当因果関係が認められ、症状が悪化しているほか、治療効果が期待できるものでなければならぬとされているところ、仮に上記Ⅰ医師の診療録に記載されている診断結果を前提としても、症状緩和のためのリハビリを中心とする対症療法を提案しているに過ぎないものであり、治療効果が期待できる療養をしているとは認められないものである。

したがって、請求人の本件傷病は再発の認定要件（決定書理由の各要件）を満たしているとはいえず、旧傷病が再発したものと認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は旧傷病の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の各処分はいずれも妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。